

報告第25号

専決処分の報告について  
(損害賠償額の決定：生涯学習課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年12月3日報告

小松島市長 中山俊雄

## 損害賠償額の決定について

埋蔵文化財発掘調査中の事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	16,500円
相手方	中田町在住の女性
事故発生年月日	令和3年7月9日
事故発生場所	小松島市中田町 日峯大神子広域公園（脇谷地区）旧テニスコート付近

### 事故の概要

埋蔵文化財の発掘調査に伴う掘削中に地下に埋設されていた水道管を破損した。この破損の影響で、相手方宅の水が止まることとなったもの。

令和3年10月20日 専決第10号

小松島市長 中山 俊雄